

平成30年第2回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成30年6月7日  
午前9時 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(12名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 真弓 啓 係 長 岡田 光代

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	藤原伸宏	総務部長	加藤恵三
総務課長	仲村佳真	まちづくり政策課長	安藤容子
財政課長	福居哲也	税務課長	本庄徳光
住民生活部長	植村俊彦	住民生活部次長	黒崎益範
福祉子ども課長	浦野歩美	長寿福祉課長	中原潤
国保医療課長	猪川恭弘	健康対策課長	北典子
環境対策課長	東浦寿也	住民課長	関口修
都市建設部長	藤川岳志	都市建設部次長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	面卷昭男	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	栗本公生	生涯学習課参事	平田政彦

---

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けいたします。

はじめに、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。

2番、小林議員。

○2番（小林誠君） おはようございます。

教育委員会におかれましては、学校現場の業務改定について平成27年7月に策定されました学校現場における業務改定のためのガイドライン及び平成28年6月に通知されました学校現場における業務の適正化についてを踏まえ、学校の業務改定の推進に取り組んでこられました。

また、平成29年1月に、学校現場における業務の適正化に向けて文科省より公表されました学校現場における業務改善加速プロジェクトが新たにスタートし、さらに教育委員会における学校の業務改善のための取り組み状況調査の結果及び学校現場における業務改善に関する取り組みの徹底についての通知が平成29年6月にありました。

これらの通知等、中央教育審議会に諮問を行い、平成29年12月に答申があり、その答申を受けて文科省が緊急対策を公表いたしました。ことし平成30年2月に、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの徹底についての通知を踏まえ、今も教育委員会におかれましては業務改善の推進に取り組んでいただいていることと思います。

そして、本日は、そのために学校における働き方改革について、質問をさせていただきます。

最新の通知に基づきまして、学校における業務改善のこれまでの取り組みを確認をさせていただきます。

10年ぶりに実施されました教員教務実態調査の結果から、教職員の長時間の勤務の実態が看過できない状況であり、授業改善を初めとする教育の質の確保・向上の観点からも学校教育の根幹が揺らぎつつある現実を重く受けとめるべきであると近年、クローズアップされるようになりました。

学校における働き方改革は、教職員一人一人の問題にとどめることなく国や地方公共

団体、さらには家庭・地域等を含め全ての関係者がそれぞれの課題意識に基づいて、学校種による勤務対応の違いや毎日、児童生徒と向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組みを直ちに実行しなければならないというふうに考えていますことから、通告書の①について、教育委員会におけるこれまでの取り組みについて、お聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 先ほど、質問者がおっしゃいましたように学校現場を取り巻く環境というのは本当に近年、複雑化、多様化をしていると。そういった中で、学校に求められます役割が拡大しておりまして、教員の長時間勤務の改善が大きな課題となっているところでございます。

この学校におけます業務改善につきましては、質問者もおっしゃいましたように平成29年6月、文部科学省から学校現場における業務の適正化に向けて、また教育委員会における学校の業務改善の取り組みの状況調査の結果及び学校現場における業務改善に係る取り組みの徹底について、そういった通知があったところではございます。

また、中央教育審議会においては、学校における働き方改革に係る緊急提言が行われまして、その内容としましては、1つとして、校長及び教育委員会は学校において勤務時間を意識した働き方を進めること、2つとして、全ての教育関係者が学校教職員の業務改善の取り組みを強く推進していくこと、また3つとして、国としての持続可能な勤務環境整備のための支援を実現すること。そういった内容の提言がなされたところでございます。

こうした中で、本町の取り組みといたしましては、まずは校園長会を通しまして校長等の管理職が各教職員に向けて、より効率的・効果的な業務の推進を促すなど、教職員の意識改革に努めているところでございます。

また、授業や学校行事等に関する各種調査あるいは統計等につきまして、学校に照会しなくても教育委員会で回答を行ったり、教育委員会が関係部局等の関係機関と連携をすることによりまして、事務的、実務面においても学校現場の負担軽減に努めているというところでございます。

さらには、現在、奈良県におきまして、ICTを活用しました統合型公務支援システムによりまして、市町村全体のネットワークを構築する構想が進められております。既に現在、一部の市町村におきましては実証実験も始まっているというところでございます。

このシステムの導入によりまして、学籍管理あるいは成績処理、様式の統一化等によりまして学校におけます調査・報告業務の負担軽減等、ICTの活用により効率化を図ることとされておりまして、本町といたしましても県教育委員会や各市町村教育委員会のICT整備担当者等で構成いたします協議会あるいは研修会に参加をいたしまして、調査・研究を進めているところでもございます。

この全国的な課題でございます学校現場の業務改善につきましては、教職員の勤務実態の把握、休息時間の確保等、改善すべき課題は多岐にわたることから、今後とも県教育委員会と連携を密にしながら学校現場の状況を分析し、そして実現可能性を十分に考慮しながら業務改善に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ただいま提言書の中の業務改善の取り組みの徹底についての通知の約29項目のうち4つについて、お答えをいただいたと思います。

各項目について質問する前に、そもそも教育委員会における所管する学校に対する業務改善の方針または計画等の策定について、どのようになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

その方針、計画に基づきまして、業務改善を推進するための連携体制の構築や方針に基づくフォローアップのほうを国や県のほうがしていかなければなりません。まずはその方針が平成28年に国から策定のお願いがありましたし、平成29年6月にも、再度、策定のお願いがあったと思いますけれども、その策定状況について、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 業務改善の方針、計画等の策定についてのご質問でございます。

まだ現在のところ、策定するには至っておりませんが、やはり学校におけます業務改善のためには教育委員会における取り組みが必要不可欠でございます。そういったことから、教育委員会と学校がともに取り組む姿勢を示すために、学校に対する業務改善方針あるいは計画の策定を検討してまいりたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 全国の町村ではなかなか、数%しか策定をされていないという中でございますけれども、斑鳩町といたしましても早急に策定していただきますように要望させていただきます。

策定することによって県との連携体制の強化、取り組みに対する支援及び国のフォローアップなどができるようになりますので、各学校が実態に応じた業務改善に組織的に取り組むことができるようになりますので、早期の策定をお願いいたします。

また、教育委員会のほうで学校評価と連動いたしまして業務改善の点検評価の取り組みを推進するとともに、教育委員会が策定する業務改善方針・計画や実施する業務改善の取り組みについて、毎年、実施する教育委員会の自己点検評価の中で取り上げることも通知で求められておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、初めのご答弁でございました教職員の意識改革の取り組みについて、ご答弁をいただきましたので、これまでの教職員全体の働き方改革に関する意識改革について、これまでの取り組みをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 教職員の意識改革の取り組みということでございますけれども、管理職を対象といたしました研修・講習会等の参加を促しているところでございます。

また、学校現場におきましては、月に2回、ノー残業デーの実施に取り組んでいるところでもございます。

また、事務処理を電子化し効率化を行いながら、事務負担の軽減につきましても進めているというところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 啓発というか地道な意識改革ですので、継続的にこつこつと意識改革をしていただきますようによろしくお願いをいたします。

学校の教職員さんの現場も無制限に無定量の勤務を是とするのではなく、限られた時間の中で最大限の効果を上げていただくような意識改革をしていただきますように、よろしくをお願いいたします。

それと、そもそも意識改革というか業務改善、働き方改革、業務改善の取り組むスタートラインといたしまして、そもそもまず教職員の勤務実態の把握が必要というふうにおっしゃっていただきましたけれども、現在はどのように教職員の勤務の実態を把握されておられるのか、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 現在におきましては、学校教職員につきましては出勤簿による出勤の管理をしているところでございます。

したがって、各個々の教員の出退時間等につきましては、現在、記録はなされて

いないというところがございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） やはりそもそも教職員の実態調査の前提といたしまして、働き方改革以前にこれまでの通知及び厚生労働省のガイドラインに沿った、教職員の実態調査の把握をまずすべきであると考えます。その勤務時間の管理に当たっては、極力、教育委員会や管理職の方の事務の負担にならないように、服務、教育委員会におかれましては自己申告方式ではなくやはりICTの活用やタイムカードなどによる勤務時間を客観的に把握していただき集計するシステムを直ちに構築するように努めていただきますようお願いいたします。

また、先ほど、事務の軽減の中で、統合型公務支援システムの導入についてもお話がありましたけれども、最新の調査によりますと、奈良県のほうはこの導入が全国で一番、遅れている、また、ICTの活用による教職員の活用が全国で一番、取り組みが遅れているというふうに、最新の調査でも出ておりますけれども、だからこそ奈良県のほうも今、積極的に取り組んでおられますので、ぜひ、いろいろなことに連携体制、協力体制をとっていただきまして、早急にこちらのほうも計画どおり、2020年くらいには整備を完了したいというふうにおっしゃっておりましたので、それについても、ぜひ積極的に県についても要望していただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、次の②学校における働き方改革の中で、【基本的には学校以外が担うべき業務】に区分される地域ボランティアとの連絡調整の項目にコーディネーターの育成というか学校支援地域本部事業等にかかわるボランティアの充実と学校側のニーズを調整するコーディネーターに関しての質問をさせていただきたいと思います。

国が今後の地域における学校との協働体制のあり方として、地域学校協働本部が提案されておりますけれども、担当課としてはどのように対応されるのかお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 地域学校協働本部のあり方ということでご質問だと思うんですけども、まず、現在、学校支援地域本部という体制をとっているところがございます。

当町におけますこの学校支援地域本部事業につきましては、地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域との連携体制の構築を図りながら多様な形態の教育支援を可能としまして、学校と地域が子どもと向き合う時間の拡充を図るために実施しているものがございます。地域の皆様方にはボランティアとして子どもたちの登下校時間の見守り

や図書の整備、あるいは清掃活動の支援などの活動を行っているところでございます。

ご質問の地域学校協働本部についてでございますけれども、学校支援の地域本部等との地域と学校の連携体制を基盤としてより多くの、またより幅広い層の地域住民、団体等が参画をしながら、緩やかなネットワークを形成することによりまして、地域と学校が子どもたちの育成の方針など目指すべき方向性を共有しながら、支援から連携・協働また、個別の活動から総合化、ネットワーク化を目指す新たな体制の取り組みでもございます。

当町におきましても、現在さまざまな形で皆様方にご協力をいただいております。そして、その住民や各種団体の皆様と連携を深めながら、地域と学校がパートナーとしてともに子どもたちを育て、ともに地域を創造することができますよう、これまでの取り組みを発展していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ご答弁、ありがとうございます。町としての考えをどのように発展されていくのかということについて、わかりました。

詳しくは、教育委員会が自主的に公表されてますデータについて詳しく載ってますので余り詳しくはお聞きしてないのですけれども、1点だけ、学校支援地域本部事業の中で、学習支援、体育の授業の支援とかされている場合もありますけれども、これは放課後のクラブ活動の支援にも地域学校支援本部事業の方がボランティアでお手伝いに行く、ボランティアというかお手伝いに行くという前例はあるんですか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） ちょっと詳細な事例につきましては把握をしておらないところでございますけれども、やはり今現在の学校のそういった体育等の活動の中では、やはり担任がいる、あるいは顧問がいると、そういった状況が必要でございます。そういったかかわりの中での地域とのかかわりというのは現在、なかなか難しくできていないのではないかとこのように思っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 公開されているデータの中にその項目というか、そのボランティア支援がなかったのをちょっと一点確認をさせていただきました。

今回、働き方改革の中で、あえてご質問させていただきましたのは、2年前の一般質問で学校支援地域本部事業についての課題、ボランティアの充実と学校側のニーズを調整するためのコーディネーターの育成が今後、ますます重要であるとの課題が、毎年、



同じ内容で教育委員会が公表されております点検のほうで同じ内容で載っております。放課後子ども教室のほうについての課題も毎年、同じなのですけれども、その点について、ぜひ違うようなその課題の解決について、ぜひ取り組んでいただきたいのが1点とですね、もう一つ、その中の事業で生涯学習課のちょっと負担が、毎年、毎年、見学させていただきますと、ちょっと重たいのではないのかな、大変ではないのかなということも感じ取らせていただいておりますので、この事業を継続されるに当たって、もう一度、生涯学習課の負担というのもぜひ、軽減できるような方向性で検討していただきたいというふうに要望をさせていただきます。

子どもたちの成長に向けて多くの住民が参加をしていただきまして、放課後子ども教室などの事業が継続されることによって、地域と学校とが連携・協働していくことは子どもたちの教育環境の充実にとどまらず持続可能な地域社会をつくっていくことにもつながると考えておりますので、これまでのそれらの取り組みをさらに発展していただきますようによろしくお願いいたします。

それでは次の③【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】に区分されております、教師の運動部活動への関与についてでございます。

4年前の6月議会でも同じ質問をさせていただきましたけれども、そのときには、まだ外部指導員が法令上の根拠がありませんでした。しかし、昨年、ようやく法律改正により部活動指導員が学校職員として位置づけされましたので、一般質問をいたしました。

今回は、ことしの3月に運動部活動に係るあり方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活の適切な運営等に係る取り組みの徹底について、国ほうから依頼があったと思いますけれども、町としてはどのように考え策定されていくのかお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 運動部のガイドラインについての町の方針ということだと思いますけれども、まず、運動部活動についてでございます。

これに係ります働き方改革につきましては、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの徹底についてという文部科学省の通知が参っております。

また、そこの中におきまして、部活動については外部人材の積極的な推進、また、地域のクラブ等々の連携、適切な活動時間や休養日の設定等についての考え方が示されているところでございます。

まず、この外部人材の活用といたしましては、部活動指導員につきまして、奈良県地域スポーツ支援人材活用事業を活用しまして、県教育委員会から各学校に派遣されるものでございまして、放課後における技術指導等ができる制度が国・県において進められておるところでございます。

また、昨年、国におきましては、部活動の指導員が顧問の引率なしで練習試合あるいは県大会等のいわゆる単独で学校外に活動に引率できるような制度の見直しが行われまして、全国的には日本中学校体育連盟等の各種団体の関係規定の見直しも行うというふうに関き及んでいるところでございます。

しかしながら、部活動にかかわっての生徒指導を要する場合もございまして、顧問のみならず学級担任との連携も必要でございます。全てを外部の指導者に委ねるということにつきましては、まだまだ課題が多いというふうに関識しているところでございます。

また、指導方法あるいは規範意識の持ち方など、生徒等に与える影響も少なくないということから慎重には対応してまいりたいと思っているところでございます。

次に、適切な活動時間あるいは休養日の設定ということもございまして。その中で、教員の勤務負担軽減あるいは教科指導とのバランスのほか、生徒の学校以外のさまざまな活動への参画なども考慮しながら、現在、町立の各中学校には週2日の部活動休養日を目標とするように指導を行いながら取り組んでいるところでございます。

また、部活動におきましては、本当に生徒自身あるいは保護者等関係者におきましても各種大会等で活躍しながら優秀な成績をおさめると、そういったことの夢や期待といったものもありまして、非常に熱心に取り組まれているという現状もございまして。したがって、画一的に休養日を設けるということにつきましては、非常に難しい面もございまして。

いずれにいたしましても、町教育委員会としましては、学校における働き方改革としての部活動のあり方を見直していくことについては、非常に大切なことであるというふうに関識しておりますので、今後も引き続き、全国の動向に注意をしながら県教育委員会とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） すみません、今、聞き逃したのかもしれませんが、今年度、奈良県の中体連の主催されます大会については、まだことしも外部指導員の引率が認められないという認識でいいんですね。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 先ほど、ちょっと申しあげましたように現在、日本の中学校体育連盟等の各種団体の関係規定の見直しが現在、行われているというところでございます。この見直しがされましたら、今後の方針というものが出されてくるのではないかと、いうふうに思っております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） なかなか奈良県の教育委員会の働きが遅いようで残念でございます。

この議論が22年前からされている議論でございます。去年、岡山県さんの中体連が全国で唯一、外部指導員の教員による引率を許可したという前例もございます。

先ほど、教育長がおっしゃいました外部指導員による心配事も、この岡山県の先進地の取り組みの中のガイドラインにも詳細に載っていますので、またそういう資料についても、ぜひ、担当課としても目を通していただきたいというふうに要望させていただきます。

次に、運動部活の方針・策定等についてです。

国のほうから、これについても速やかに策定をお願いされていると思いますので、どのような状況なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 運動部の活動の方針の策定につきまして、質問者がおっしゃいますように本年3月19日付で、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取り組みの徹底ということでスポーツ庁、文部科学省、文化庁の連名で通知が行われたというところでございます。

この通知では、学校の設置者は都道府県の運動部活動のあり方に関する方針を参考に設置する学校に係る運動部活動の方針を策定し、学校長については学校の設置者が策定する同方針を参考に、学校の運動部活動に係る活動方針を策定することとなっているところでございます。

なお、現在、奈良県の教育委員会におきましては、奈良県運動部活動の在り方に関する方針を去る5月31日に策定をされたところでございます。私も昨日、この文書につきましては回ってきましたので、まだちょっと目を通したところでございますけれども、この新方針につきまして、十分、内容を把握し参考にさせていただきながら、町立学校に係る運動部活動の方針を策定してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 去る5月31日に、県のほうが策定されたということですので、ま

た、公開されていない資料でしたら、またぜひ勉強させていただきたいので資料をいただきたいのと、その5月31日に県が設置されて、学校の設置者による方針、学校の校長による活動の方針の策定もされるということですが、この策定につきましては、今年度中ということによろしいですかね。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） ただいま申しあげましたように5月31日付で県の運動部活動の方針が示されたというところでございます。これを受けまして、当町におきましても、今年度で方針の策定をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ご答弁、いろいろとありがとうございます。

中学校における運動部活動が生徒がスポーツに親しむ基盤として、さらには今後も持続可能なものとなるように、ガイドラインにのっとり適切な対応をぜひ、お願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

保育園における働き方改革についてというふうに通告をさせていただいております。上の項目の学校における働き方改革というふうに、ちょっとタイトルを合わせさせていただきましたけれども、保育園のほうでなかなか、働き方改革に係る提言とか政策書というのをなかなか探すことができずに、保育園におきましては処遇改善という通知、通達が一番多いようです。

その中で、斑鳩町で毎年、保育士の確保について、担当課としても困っているというか苦勞されていると思うのですけれども、そのあたりについて斑鳩町といたしましては、待機児童が出ないように毎年、努力していただきまして、福祉子ども課におかれまして今年度、さらなる取り組み、工夫を行っていただいておりますことに感謝を申し上げます。

その中で、苦勞されながらも保育士の確保が難しい状況の中で、町といたしまして保育士の確保と質的向上に向けた取り組みについて、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 議員、ご指摘のように保育士不足というのは全国的な課題でありまして、それを解消していくということで、本町においても重要な課題というふうに取り組んでいるところでございます。

適宜、正規保育士の採用を行っていくとともに臨時保育士につきましても採用を行っ

ているところでございますが、この臨時保育士につきましてはハローワークや奈良県保育士人材バンクへ登録を行うほかに、近隣の奈良学園大学、畿央大学、白鳳短期大学など将来、保育士の資格取得が見込まれる大学にお願いをいたしまして、臨時保育士試験案内等により雇用に関して広く学生さんに周知をしていただくなど、さまざまな方法で保育士の確保に努めているところでございます。

また、保育士の処遇改善に関する取り組みでございますけれども、昨年度、臨時保育士の賃金につきまして、幼稚園講師に準じまして学歴及び担任の有無の状況に応じまして賃金の設定をするというように改定をいたしておりまして、今年度から、これまで一律16万9,000円でありました常勤の臨時保育士の賃金を4年生大学卒業程度の学力を有する保育士につきましては19万1,400円、担任を持つ4年生大学卒業程度の学力を有する保育士については21万6,500円といたしました。また、短大卒業程度の学力を有する保育士につきましては16万9,000円、担任を持った場合につきましては19万9,100円と細分化をいたしまして、業務内容に則した形態での見直しを行ったというところでございます。

さらに、賃金形態を見直すほかに勤務環境の改善や多様な働き方ができる環境づくりを目指すことと、それを目的といたしまして保育現場の声を直接、聞く機会を確保いたしておりまして、これにより今年度から、臨時保育士にも研修の機会を設けていくということなどいたしておりまして、保育士の資質の向上にも積極的に取り組んでいるところでございます。

このような処遇改善あるいは勤務環境の改善に取り組むことで職場の魅力を高めることが保育士の士気を高め、結果として保育士の確保また保育士の質の向上につながるものというふうに考えておりまして、今後も保育現場とのコミュニケーションを大切にしながら保育体制の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） いろいろとしっかりと課題の認識をしていただきまして、処遇の改善や勤務環境の改善に取り組んでいただいているなあというふうに、先日、聞き取りでいろいろ確認をさせていただきましても、本当に努力をしていただいているなあというふうな認識をさせていただきました。

厚労省の平成27年の古いデータしかございませんでしたけれども、現場の方々が保育士の現場の改善の希望の上位3つのうちの1番が、やっぱり賞与、給与等の改定でございます。その次が職員数の増員、その次が事務、雑務の軽減とあります。その一番、

要望の多い課題についても、斑鳩町のほうもしっかりと取り組んでいただきましたということを認識をさせていただきます。

ただ、今回の金額の改定が本当に正しいのか、また、細分化されました中でも一部、金額の据え置きの部分もございました。そのあたりが本当に正しいのかについても、今後、ちょっとこちらのほうで調査・研究をさせていただきたいというふうに思います。

では、次の書類業務等の効率化のための取り組みについて、担当課のこれまでの努力をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 保育所におきましての書類作成業務など、保育士の事務作業に係る負担の軽減を図り、効率的な業務改善に取り組むということは議員もおっしゃってますように保育士確保、離職防止の観点からも有効であるというふうに認識をいたしております。

こうしたことから、本町におきましては従来より各クラスに複数の担任を配置する複数担任制を採用いたしておりますして、国の基準よりも多く保育士を配置することで日常の事務作業に係る負担も軽減をし、保育の質の向上ということに取り組んでいるところでございます。

また、保育園業務つきまして、事務員を1人採用いたしております。さらに各園1名ずつの園務員、学校で言いますと用務員に当たる者ですが、園務員を配置するほか、今年度から町立保育園の両園に財務会計システムなどを搭載した業務用端末を導入をいたしまして、これまで主任保育士などが役場保育園間を往復しながら事務作業を行っていたものを各保育園で処理ができるようにしていこうということでの環境整備を予定しておりますして、保育所の業務の効率化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

今後におきましても、保育現場の意見を聞きながら働きやすい職場、環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 魅力のある職場の環境に取り組んでいただいているということで、やはりそれが保育の質の向上につながると思いますので、さらなる努力をお願いをいたします。

財務会計システムの導入とかもございますというふうにご答弁をいただきました。

ほかの提言書とかいろいろ見てますと、さらなるICTを活用した事務とか業務の軽

減などもいろいろ全国的には前例があるのですけれども、聞き取りさせていただく中では、現場のほうからそのような声は、要望が上がっていないということでしたので、また全国的な先進地の事例を見ていただきまして、また、保育現場からもそのような声がありましたら、引き続き、意見を聞き取っていただきながら、働きやすい環境に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

最後の通告書に移らせていただきます。

通告のほうで、第5次学校図書館図書整備等5か年計画についてというふうに通告をさせていただきます。

通告のとおりでございますけれども、子どもたちの確かな学力や豊かな人間性を育むために学校図書館の整備充実に努めていただいているところではございますけれども、通告書のように、学校図書館の目的は蔵書の充実や学校司書の配置で終わるのではなく、それらを活用、用いて学校教育をどのように充実させていくのかにあると考えることから、第5次学校図書館図書整備等5か年計画について、学校や教育委員会がどのようなビジョンを掲げておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 学校図書室の関係でございます。

まず、学校教育は児童生徒の確かな学力を育てますとともに言語活動や探求活動あるいは読書などの活動を通じまして、豊かな人間性を培うことが求められているというところでございます。

こうした教育の実践にとりまして、学校図書室は欠かせないものでありまして、子どもたちが読書習慣を身につけ生涯にわたって学び続ける基礎的な力や人間性を育てるための読書活動の拠点となること、また、学習指導要領に定められた言語活動の充実や授業に必要な資料の整備など学習支援を行うこと、そして、情報活用能力を育むのに必要な支援を行うこと、そういった大切な役割を担っているというところでございます。

そうした中で、文部科学省におきましては計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の配備、学校司書の配置拡充を目的として平成29年度からの5年間について学校図書館図書整備等5か年計画として、地方財政措置を講じられているというところでございます。

こうした地方財政措置につきましては過去にも幾度か実施をされておりました、特に平成18年度からは交付税措置額の約1.5倍の学校図書購入予算を確保しながら、学校図書の購入拡大を図りまして、文部科学省が示します標準冊数の確保に努めたところ

でございます。

また、記述対応や資料等の古い書籍につきましては、適切にリユース、廃棄等を行いながら学校図書室の機能向上に努めてきたところでもございます。

現在では、小学校の3校、中学校2校でそれぞれ標準冊数に達しておりまして、今後も書籍の更新等の状況も見ながら、学校図書室の機能の維持向上を図るため予算措置を継続していただいくというところでもございます。

また、学校司書の関係でございますけれども、平成25年度からは町費で3小学校に1名、2中学校で1名ではございますけれども学校図書司書を配置いたしまして、図書の管理や貸出業務、教員への読書指導や授業活動を支援する職員として活動しておりまして、さらに学校支援ボランティアと協力連携を図りながら、学校図書室の充実に努めているところでもございます。

また、学校の授業におきましては、調べ学習の時間がございます。そういった中で、児童生徒がみずから図書室の蔵書を閲覧することによりまして授業内容の理解をさらに深めたり、また、朝の始業前に図書室の蔵書などを活用した朝読書を実施するほか、教師が授業の教材として、また、教材研究の参考図書として活用しているところでもございます。

初めにも申しあげましたが、子どもたちの読書環境を整えるということは非常に大切なことでございますので、教育委員会といたしましても学校司書の配置、文部科学省が示します蔵書数の確保に引き続き、努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ご答弁、ありがとうございます。

斑鳩町の交付税措置の1.5倍の予算を使っていたらどうかですね、学校図書司書の配置とかですね、早くから取り組んでいただいておりますので、斑鳩町の学校図書の関係の環境については全く不満もございません。今、ご答弁いただきました学校教育や図書館の役割とか司書の配置状況とかいろいろ教えていただきましたけれども、そういうことは文科省が示しておられます学校図書館整備計画とか図書館の図書館協会の提言とか、1カ月前に閣議決定されました子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画、その中でさまざまな子どもたちを取り巻く現状や課題というのは載っておりますので、こちらから知識としてはございますので、私がお聞きしたいのは、斑鳩町には今、こういうような課題があるから、この5か年計画、第5次学校図書館図書整備等5か年計画の中でこの課題をこういうふうに関心していききたい、斑鳩町の教育委員会や学校校長先生たち



はこのようなビジョンを持って学校の図書室を整備していきたいとか、そういうちょっとビジョンについてお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） この学校図書室の関係につきましては、司書を配置しながら適切な運営あるいは積極的な運営にも努めているという中で、この司書の活用というのが非常に重要になってくるというふうに思っているところでございます。

新学習指導要領の中では、学校図書館を利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、自発的で深い学びの位置づけに向けた授業改善に生かすとともに児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。

また、地域の図書館等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や観賞等の学習活動を充実することというふうに示されているというところでございます。

こういった指導要領に沿いまして、学校司書が調べ学習等の際に児童等の相談に応じたり、あるいは図書の読み聞かせ、また、本のおもしろさを伝えながら本を読んでもみたいと、そういう気持ちを起こさせることを目的としたブックトーク、あるいはまた読書感想文コンクールへの参加を促したり、また図書室の書架の見出しや飾りつけ、図書室内の環境整備と学校図書室を活用した図書活動のさらなる推進に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 学校図書館の整備計画については理解をさせていただきました。今の子どもたちはほぼ100歳以上、長生きしたり、その長い人生の中でAIの進歩やシンギュラリティの体験する世代にとって、私はやっぱり経験や感性を磨くことが何よりも大切だというふうに考えております。子どもの読書活動は、言葉を学び感性を磨き、さらには表現力を高め想像力を豊かなものにし、人生をより深いものにして生きる力を身につけるものだと考えておりますので、教育委員会におかれましては、子どもの実態やそれを取り巻く状況の変化を踏まえながら、さらなる学校図書の充実の取り組みに励んでいただきますようによろしくお願い申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（伴吉晴君） 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。

続いて、12番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

きたいと思います。

まず1点目は、新たなイメージキャラクターについてということですが、以前から疑問に思っていたのですが、なぜ斑鳩町には聖徳太子をモチーフにしたマスコットキャラクターがないのかということです。

現在、斑鳩町にはパゴちゃんというマスコットキャラクターがいます。パゴちゃんは、たしか柿と仏塔をあらわすパゴダを組み合わせてデザインされたものであり、法隆寺を連想させるものとして法隆寺がある斑鳩町にマッチしたものであることは間違いありませんが、ただ、パゴちゃんは知らない人からすると説明がなければ何かわからないという難点があります。

数年前からゆるキャラがブームとなり、どこの自治体もイメージキャラクターを使ってその自治体の知名度やイメージアップを図り、観光の振興などにつなげようとしています。やはりぱっと見たときに何かわかり、しかもそれがその地域の自治体のシンボルであることがわかるようなものであるもののほうが宣伝効果も大きいというふうに思います。また、斑鳩町では、2021年の聖徳太子1400年御遠忌に大きなイベントを構え町の観光振興にもつなげようという取り組みが進められています。

そこで、パゴちゃんに加え聖徳太子をモチーフとしたイメージキャラクターをつくり、聖徳太子1400年御遠忌に向けて、またそれを契機にさらに斑鳩町の魅力を発信していけるようにキャラクターの活用を図ってはいかがというふうに思いますが、町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 新たに聖徳太子をモチーフにしたキャラクターの策定についてのご提案でございますけれども、現在、2021年の聖徳太子1400年ご遠忌に向けまして、斑鳩町観光協会や大阪芸術大学等と連携し世界文化遺産と聖徳太子にスポットを当てたガイドブックの作成を進めております。

また、町、斑鳩町商工会、町内に店舗等があります事業者等で組織をされております斑鳩ブランド創造協議会におきましては、斑鳩のふるさと名物を発掘・開発・育成するとともに本町内で生産または加工された商品等を斑鳩ブランドとして広くPRするための活動を始められております。そういった活動の中で、新たな聖徳太子のキャラクターやイラストのアイデアが生まれつつある状況でございますので、著作権等につきましても町での使用について検討いたしまして協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

質問者からのご提言につきまして、現在、連携しております団体等にもご報告を申しあげまして、今後、それらのキャラクターやイラストを活用し、聖徳太子の町斑鳩町をPRし聖徳太子と和を感じるまちづくりを進め、聖徳太子1400年御遠忌に向けての機運づくりに努めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、お聞きすると、既にそういう取り組みの中でキャラクターについてのアイデアなんかが出てきているというのと、今回の提案も合わせて町のマスコットキャラクターにして版權もしっかり町のものにするということも位置づけて前向きに進めていただけるという答弁であったというふうに思いますので、これはぜひ、お願いをしておきたいというふうに思います。

そうしましたら2点目の質問に移らせていただきます。

2点目は、原付のオリジナルナンバープレートの導入についてということですが、これは以前に委員会などでも私、質問させていただきまして、また、他の議員からも一般質問で導入の要望がされてきているものです。

ここで言うオリジナルナンバープレートというのは、デザインナンバープレートと呼ばれているものであり、交付者が形状のデザインやイラストの描写などの装飾を施したものであり、ご当地プレートなどとも呼ばれているものです。近隣では、三郷町が三郷町のイメージキャラクター、秋の女神つつたひめをメインに万葉集に出てくる竜田山と紅葉をイメージしたデザインのプレートを、また、大和郡山市が金魚が泳ぐ城下町、桜の名所というキーワードをイメージしたデザインのプレートを導入しています。

これまでの質問に対して町は、「通常のナンバープレートよりも作製費用がかかる一方で、その効果が不確かだ」ということで、オリジナルナンバープレートの導入については消極的な姿勢を示していますが、私は、1点目のイメージキャラクターの作製と合わせてそれを売り出していくことで非常に宣伝効果があるものだというふうに考えます。

今回、質問の通告の中で、聖徳太子や斑鳩の里、三塔をイメージしたデザインを募集してナンバープレートをつくってはどうかということを書かせていただいておりますが、1点目の質問の中で、聖徳太子をイメージしたキャラクターを作製していこうという動きがあるのでしたら、それとしっかり連動させてそれをナンバープレートのデザインに導入して斑鳩町として作製すれば、町民の皆さんがつけて走っていただくことで先ほど、申しあげました1400年の御遠忌に向けても非常に宣伝効果が高いものだというふう

に思いますので、ぜひ導入を前向きに検討していただきたいというふうに思いますが、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 原動機付自転車用オリジナルナンバープレートの導入についてということでございますけれども、質問者がおっしゃられてますとおり平成28年の12月議会の一般質問におきましても同様のご質問をいただいたところでございます。

オリジナルナンバープレートの導入につきましては、一般的には地元に対する愛着の醸成や自治体のPRなどを目的として導入されているものというふうに認識をしており、原動機付自転車は一般的には自動車ほど行動範囲が広くないことや、最低、製作ロット数が1,000枚になりますけれども、この枚数が本町におきましては約3年分に相当し、製作費も通常のナンバープレートと比較いたしますと約4倍から5倍にのぼりますことから、現在のところは導入する考えには至ってないという状況でございます。

しかしながら、例えば、先ほどもご答弁をさせていただきましたけれども、新たなキャラクターの誕生などの機会をとらえ、それらのPRの1つのツールとして活用することは考えられるところではございますので、先ほどの観光戦略等と一体となった導入など、引き続き、検討のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 前向きに答弁いただいたのかなあというふうに思います。これまでは「やりません」と言っていましたけれども、この聖徳太子の御遠忌に合わせて宣伝効果も十分に検討していただいて、ぜひ導入していただきたいというふうに思います。

これまでの質問の中で、その費用のことも出てきてはいたけれども、通常のプレートと確かに3倍、4倍という費用がかかることになるかと思いますが、総額で見ますと金額的には幾らになるのですか。それ、確認させていただけますか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 直近でまず、斑鳩町のナンバープレートを製作してありますが大体、それで計算しますと1,000枚当たりがだいたい12万4,000円くらいになります。お隣の三郷町が平成28年から交付をされておりますけれども、そのとき1,000枚を作製されておりますけれども、当時の製作費が52万9,200円というふうになっております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この作製費用というのは当然、住民の皆様の税金ですので軽ん

じるわけではないのですが、総額的に物すごい1,000万円とかいう金額がかかるわけではございません。50万、60万の中でその宣伝効果を考えると、私は非常に少ない費用で効果の出る取り組みだというふうに思いますので、ぜひ、導入していただきますように強く要望しておきたいというふうに思います。

また、その検討の結果につきましては、きちっと総務常任委員会担当の常任委員会にご報告いただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

そうしましたら、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は、小・中学校の学級編制についてということであげさせていただいております。

先日といっても4月頃の話なのですが、斑鳩小学校にお子さんがある保護者の方から、学級編制に対する不満の声をお聞きしました。現在、斑鳩町では小学校1、2年生は30人学級、小学校3年生から中学校3年生までは35人学級という編制を行っていますが、そうっていないとのことでした。

どういうことかと思い担当課のほうで各小学校のクラスごとの人数を確認させていただくと、斑鳩小学校の4年生で学年全体では103人で35人学級の3クラスだと105人なので、それ以下の103人なので本来ならば1クラスの人数が34人か35人になるはずです。

しかし、その学年は1組が34人、2組が32人、3組が37人という形で編制されています。なぜそんな偏った編制になるのかとよくよくお聞きしますと、その学年には特別支援の児童が7名おり、1組に3名、2組に4名入るとのことです。特別支援児童が加わった後のクラスの人数は1組が37人、2組が36人、3組が37人ということになります。

これまでもこうしたクラス編制というのはされてきているのかなというふうに思いますが、今回、保護者の声をきっかけにこの小・中学校のクラス編制の実態に当たっての町の考え方などについてをお聞きし、より充実した教育基盤の体制をつくっていくべきではないかということで、質問に挙げさせていただきました。

ではまず1点目の質問ですが、町立小・中学校の学級編制の現状についてお尋ねしたいのですが、一つ一つ全部、答えていただくと時間がかかりますので、特別支援の児童を含めて小学校1、2年生では30人、それ以外では35人を超えているクラス、学年がどれくらいあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 1クラス当たりの小学校1、2年生30人、小学校3年生以上のクラスを見て35人という当町の学級編制基準人数を超える学級についてということのご質問でございます。

まず、学級編制に当たりましては、普通学級と特別支援学級をそれぞれ別の基準によりクラス数を算定し、また、教員の配置人数を算定しているというところでございます。こういった算定とは別に、通常では各クラスと人数という場合には特別支援学級の児童生徒も同じクラスメイトであるという認識のもとに普通学級と特別支援学級の児童生徒を区別することなく両者合わせた数字、あるいはクラスに所属する児童生徒として整理をさせていただいているというところでございます。この両者を合わせました数字で申し上げますと、30人あるいは35人を超えますクラスは斑鳩小学校の第2学年で3クラス、第4学年で3クラス、斑鳩中学校の第1学年で3クラスとなっているところでございます。

このような学級編制になりました理由としましては、先ほど、質問者もおっしゃいましたように特別支援学級の児童生徒数を合算しているということによるものでございませぬけれども、通常学級と特別支援学級との児童生徒が触れ合う機会、また特別支援学級の児童生徒が通常学級の児童生徒とともに授業を受けられる機会としまして、いわゆる通級指導を行っているところでもございます。この通級指導を行います場合におきまして、特別支援学級の児童生徒の障害の状況やあるいは教員の配置の状況等々を総合的に勘案いたしまして、学校現場として先生方がより行き届いた指導がしやすい環境、あるいはまた児童生徒にとってより学習しやすい環境となるように、各学校において配慮した結果であるというふうに考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、（2）のほうについても合わせて答弁いただいたのかなあというふうに、これはまた別ですか。

そしたら2番のほう、特別支援児童の学級編制に当たっての考え方について、お答えいただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 学級編制の考え方ということでございます。

先ほど、質問者もおっしゃいましたように基本的には普通学級で小学1年生、2年生が30人、そして小学校3年生以上、中学校3年生までは35人ということを目安に学級編制をしております。そういった中で、普通学級のまず人数でその30あるいは35

ということで除した数で切り上げをする、端数を切り上げた中でのクラスという編制になっているところがございます。

そうした中で、実際には先ほど申しあげましたように通級学級と、通級指導という形の中での特別支援ということが加わるということがございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ちょっと、今の答弁の中でよくわからなかった部分があるのですが、1点目の質問に答えていただく中では、もともと特別支援の児童と普通学級の児童とはクラスは別であるというふうにおっしゃったと思うのですが、ただ、通級という形で普通学級と一緒に入って授業なんかも受けているということで、そうすると、クラス編成をするという、30人学級、35人学級をするということになると、その特別支援の児童については数的な問題としてどういうふうになるのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 先ほど、質問者がおっしゃいましたように斑鳩小学校4年生の数字につきまして申しあげられたらというふうに思いますが、これを例にとりましてご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、この4年生につきましては、質問者もおっしゃいましたように普通学級につきましては合計で103人となっているところがございます。そうしますと、35人を基準にいたしますと3クラスということございまして、通常ですといわゆる34人、35人の学級数になるというところがございます。

ただ、先ほどおっしゃいましたように特別支援を加えた通級指導ということもございます。そういった中で、通級指導を行う場合におきまして、やはり限られた教員数もございます。そういった中で、各教員が指導しやすいような形、あるいは教育効果が得られる形というのが非常に望ましいわけございまして、そういった中で通級指導をする際のやり方といいますか形態を考える中で、障害の程度あるいは内容等に応じて各クラスの配置につきまして考えられているということでございます。

そういった中で、やはり質問者がおっしゃいましたように1組につきましては、特別支援が3人、2組については4人ということでございます。これらにつきましては、先ほど、申しあげましたように障害の程度あるいは内容につきまして、指導のしやすい形での人数配置ということで考えております。

また、特別支援の生徒たちをばらけさせて入れますと、やはりその教員の数が不足してまいります。そういったことも考え合わせながら最善の方法をとった結果、3組につ

きましては普通学級の生徒数が37人となったと、そういうことでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） もちろんどういう形が最適なのかというのは学校のほうが決めることですし、その裁量というのは学校が持っているものではあると思うのですが、ただ、やはり学校のほうとしてもクラス編制、言い方は悪いかもしれませんが、当てがわれた先生の数の中でしか学級編制はできないというふうに思うんです。だからそこはやっぱり今、そういう特別支援の子をばらけさせて入れることができないという状況は教育委員会もきちっとつかんで、1クラスが35人を超えないような形できちっと講師を採用するなりして学級編制ができるように、町として予算を確保するというのが本来の行政のやるべきことではないのかなと。

教育基盤の整備をするということは、これは町の責任になりますので、そのところは町としてどういうふうにお考えになってるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） この通級指導の関係につきましては、先ほどから申しあげておりますように普通学級の担任に加えまして特別支援の担当教員が加わって指導しているということで、まず複数指導しているということでございます。

また、質問者がおっしゃいますような学級編制ということになりますと、例えば、先ほどの例をとりまして具体的に申しあげますと、いわゆる全体でさらに3名の町費講師の手当が必要になってくるということでございます。本当にたった3名ということになるかもわかりませんが、現在の町費講師の確保の状況というのがございます。そういったことから申しますと、この3名の確保というのは非常に困難な状況にあると言わざるを得ないということでございます。

こういった現状の中で、場合によっては必要な講師を確保できないということも大いに想定をされるというところでございます。もちろんこういったことは絶対あつてはならないということでございますので、できる限り講師をきちっと確保できるような学級編制方針をとりたいというふうにも思っているところでございます。本当に現状では来ていただける講師を探すのが本当に精いっぱいという状況でございます。数ある候補の中から講師を選ぶと、そういう状況にはございません。そういったことから、本当に資質を持った教員の方を採用すると、確保するということが非常に大きな課題であるということで、現在、思っているところでございます。

ただいま申しあげましたような理由によりまして、おっしゃいますような学級編制と



いうのは非常に困難であるというふうに考えているところでございますので、どうかご理解のほどをお願い申しあげる次第でございます。

ただ、つきましては、先ほどから問題になっておりますような現状もございます。そういう学級編制となるような場合におきましては、今後、学校と教育委員会が連携を図りながら慎重に協議をする中で、学級編制に当たってまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いを申しあげるところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 町のほうで非常に講師の確保が苦勞されているという現状は、私も承知はしております。

それと、また次年度に向けて学級編制について学校とも相談しもって進めていくということはわかりましたけども、ちょっともう少し確認をしておきたいのですけれども、町の考え方として、特別支援の児童も含めた学級編制をしていこうとされているのか、それか特別支援の子ももう35人とか30人の中には入らないという考え方でもって学級編制を進めていこうとしているのか、そこはどうなのですか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 学級編制の考え方ということでございます。いわゆる30人、35人というのは、先ほどから申しあげてますように普通学級の人数ということで算定をさせていただくということで、これは国のやり方、人数は別ですけども、国・県のやり方とは変わってございません。

今後とも、やり方につきましてはそういうやり方でやっていきたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私、今回この質問をさせていただく中で、問題点は2つあるというふうに思うのです。

1つは、今、申しあげました特別支援の児童について、どういう学級編制をするのがふさわしいのかというのは現場との相談というのは当然、必要なんですけども、今後、特別支援の子というのはこれまで、ここ数年、見る中でも非常にふえてきていますね。今後についても、統計的に晩婚化が進む中で発達障害だとか自閉症を持って生まれてくる子どもというのがふえてくるというふうに科学的にも指摘をされています。

その一方で、子どもの人数自体は減っていくという状況が進んでいくと、どんどん特別支援の子がふえてくるという状況が生まれてくると思うのです。そうすると、特別支援の子はクラス編制の中で別になるのですよという、例えば、35人学級だったら通

常学級のクラス編制で35人学級でいっぱいになっている中に、そこにさらに、特別支援の子が加わってくるという状況が想定されます。それについて、私は今後、学級編制に当たって特別支援の子も入って、やはり学級編制をしていくべきではないかという考え方があります。

ただ、これは国の方針なんかもあるでしょうから、町としては今の段階では別で考えているということで教育長はおっしゃいましたので、これは問題提起はしておきたいというふうに思うのです、今後に向けて。

もう一つは、特別支援の子が入ってなくても、先ほど、申しました斑鳩小学校4年生の3組が37人になっているということで、これについては、教育長、「次年度に向けて学校とも相談しもって努力をしていく」というふうにおっしゃいました。「あつてはならない」というふうにおっしゃいましたけども、講師の確保に向けて努力をしていくという姿勢を持つということで、町は答弁していただいたのかなというふうに思いますが、そこをちょっと再度、確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 資質の高い教員の確保というのは本当に大事、大きな課題でございます。

そして、質問者も先ほどおっしゃいましたように特別支援の児童生徒数にここ近年、非常にふえてまいっております。そういった中で、斑鳩町におきましては特別支援の児童生徒に対する手当というのは非常に手厚くしているといった中で、基準で算定をされます教員のほかに個々の子どもたちの障害の程度あるいは状況等に応じまして教員の加配をしているという現状にもございます。そういった中で、今後、本当にそういった教員の数もふえてまいるだろうということで、非常にもとの話に戻るのですけれども、やはり教員の確保というのは非常に重要になってくるということで、なかなか質問者がおっしゃいますような学級編制として教員をふやすというのは非常に難しい状況であるということで認識をしております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） なかなか明確な答弁というのをしていただけない状況なのですが、これにつきましてはまた予算の時期に次年度のクラス編制がどうなるのかということ、講師の確保がどんな状況なのかということも、その段階でまた改めて議論させていただきたいということで、今回につきましては、こういう問題があるということで問題指摘をさせていただきまして、この質問についてはこれで終わっておきたいというふうに

思います。

そうしましたら4点目です。4点目は、バーベキュー等、野外で家族等で楽しめる施設、スペースの設置ということで挙げさせていただいております。

これもこれまでに一般質問等で取り上げてきましたが、町内でバーベキュー等ができる施設、スペースの設置を求める声が、特に子育て世代の方から多く寄せられています。以前にあった野外活動センターが廃止され、その後、町外の施設を利用する際の交通費の助成を町として行っていますが、これは団体の方しか使えないのですね。ということから、町民の皆さんからも、「身近に利用できる施設、スペースが欲しい」ということで、今回、改めて質問に挙げさせていただいております。

斑鳩町はソフトの面で子ども医療費の助成を初め子育て支援にはかなり力を入れた、近隣の中でも抜きに出た施策を展開しているというふうに考えています。

しかし一方で、公園や今回のような家族で過ごせる野外活動のスペースが足りないというのが住民の声であり、これまで町が行ってきたアンケートでもその声は顕著に示されているのではないのでしょうか。少子化が進む中、親子で触れ合え休日を過ごせるような施設・スペースを求める町民の声に応え、バーベキュー等、野外で家族等で楽しめる施設・スペースを設置していくべきだというふうに考えますが、町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきましたバーベキュー等野外で家族で楽しめる施設・スペースの設置についてということのご質問でございます。その中で、公園やそういう施設でということがございましたので、そういった観点からお答えをさせていただきたいと思います。

現在のところ、町の基本計画でございます第4次斑鳩町総合計画におきましては、既存の施設の保全と活用及び適正な維持管理に努めるということで、公園及び広場に関する施行をうっております。

ご質問いただいております施設につきまして、他の自治体などにおきましては公園利用者への安全面を考慮して一定のルールのもとにバーベキューをしていただけるバーベキュー区域というのを公園内に期間限定などで設けるなどの取り組みを行っている事例もあるようでございます。

しかしながら現在、斑鳩町で管理をしております公園につきましては、住宅地に隣接している公園や子ども広場がほとんどでございます。既存の施設にバーベキューがで

きる施設を設置するということになり、近隣住民の方々から煙やにおいなどに関する苦情、あるいは火の不始末、ごみの放置、公園周辺での違法駐車あるいは公園内での無秩序な場所取り等につきましての問題等が発生することが懸念をされるところでございます。本来、憩いの場であるべき公園が周辺住民にとって迷惑施設になってしまうことも懸念されるところでございます。こうしたことから、バーベキュー等野外で家族等が楽しめる施設・スペースの設置につきまして、現在のところ計画をしているところではございません。

しかしながら、このたび家族で野外活動を楽しめる施設の設置を望む声が強いというご質問をいただいております。今後、次期総合計画の方針・方向性を検討していく上では、住民の皆様のニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、部長がおっしゃったように今ある既存の公園の中にそういうスペースを確保していくというのは、私も非常に難しいものだというふうに思っていますので、つくるのであれば、新たに設置をするということになってくると思います。

その際に、バーベキューができるスペース、施設というふうに考えますと、当然、ある程度の広さの土地は必要になるかと思いますが、その中に何をつくるのかということと言うと、水場であったりあとは火を熾せるようなものであったり、最低限言うたらそれくらいだというふうに思うんです。ですので、それにしてもお金はかかりますけども、そういうものを設置して運営方法も例えば、指定管理者制度を活用するなど公設民営というやり方もあるというふうに思うのです。それは町民の皆さんの要望に応える形でいろいろな方法があると思いますので、そのことも検討していただきたいと思います。

仮にまた直営でやるとしてもシルバー人材センターさんに管理をお願いするとかいろんなやり方があるので、ぜひ検討いただきたいというふうに思うんです。

私、この質問の通告の中で、早期に設置をしていただきたいというふうに求めていますけども、今、「次期総合計画の中で声を聞いていきたい」というふうに部長、答弁されました。なかなか現在の第4次の中では財政的にも難しいのかなあというのはわからないので、具体的な第5次の計画の中で、それも早い時期に設置していただけるように、町としては前向きに検討していただきたいというふうに思います。

財源的なことと言いますと、この後にまた質問させていただきますけども、計画を見直して必要な施設のための財源を確保していくという点についても、提案というんですかね、検討が必要だというふうに思いますので、そのことについても議論をさせていた

だきたいというふうに思いますので、また今後、第5次総合計画、具体的につくっていく中で、こちらの今回、提案させていただいたバーベキュー等ができるスペースについても具体的に議論をまた今後、させていただきたいというふうに申しあげておきたいと思います。それではこの4点目の質問については以上で終わります。

次に、5点目の公共施設等総合管理計画について、質問をさせていただきたいと思います。

こちらのほうはこの間、町のほうから公共施設等総合管理計画を策定していくということが担当の総務常任委員会でも報告され、その考え方についてまとめたものというの提示していただいたというふうに思うんです。

ただ、実際の具体的な個々の施設の管理計画というのはまだ提示していただけてない状況です。この公共施設等総合管理計画というの、総務省の指針を見ますと、厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現することが必要だとのことから、地方公共団体に対しても速やかに計画の策定を行うことを求めています。

この国の考え方を平たく読みますと、今後の人口減少に伴って公共施設の統廃合を進めよということの趣旨にも取れかねませんが、私が今回、質問させていただいた趣旨はそうではありません。私は、長寿命化というのとは別に構わないと思うのですが、住民サービスの低下につながるような公共施設の統廃合などというのとはとんでもないというふうに考えていますので、これはちょっと最初に誤解のないように申しあげておきたいと思うんです。

ただ、このまま現在ある公共施設を維持管理していくと長期的な財政見通しとしてはどのような推移になってくるのかと。また、施設の耐用年数との関係も含めて今後の維持管理について、町としてどんな考え方を持っているのか、この辺はきちっと把握しておきたいと思いますし、その上で、今後の財政運営についても議論をしていきたいというふうに思っていることから、今回、質問項目に挙げさせていただいて、現段階で町としてどのように考えているのか。

また、今後、第5次総合計画を策定していく中で、この総合管理計画との整合性を図っていく必要というの、当然、出てくると思いますが、スケジュール的なものも含めて、総合計画との関係についてはどのように考えているのか、お尋ねしておきたいというふ

うに思います。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） まず、本町の公共施設総合管理計画でございますけれども、これにつきましては公共施設や道路・橋梁などのインフラ施設の現状把握及び人口動態、財政状況を踏まえた上で、町全体として公共施設等のあり方について長期的な視点を持って総合的かつ計画的な管理を推進するための総論をまとめているものでございます。

今後、この関係につきましては、平成32年度までに本計画に基づきまして個別施設ごとの具体的な対応方針を策定していくという予定でございます。

また、将来的には、それら個々の方針を踏まえつつ、時代に合った最新の人口動態や住民ニーズを再確認した上で、町全体の具体的な目標・方向性を定めまして、施設の長寿命化や集約・廃止・複合化など最適化・再編等の全体的な整備を進め、中長期的な財政負担の縮減、平準化を図っていくということとしております。

今年度の取り組みといたしましては、本計画を着実に進めていくために全ての公共施設等において耐用年数まで効率的に活用することを前提とした上で、その後の更新・統廃合等の検討時期や方向性を示した全体的な行程スケジュールを策定してまいりたいというふうに考えております。

次に、次期第5次でございますけれども、総合計画との整合性についてでございますけれども、現総合計画におきましてもそれぞれの施策実現に向けて公共施設の果たす役割はその拠点施設として重要な位置づけであるというふうに認識をしております。このことから、公共施設等総合管理計画の実施に当たりましては、可能な限り住民サービスの低下を招かないよう十分に配慮をいたしますとともに、また、次期総合計画の策定に当たりましては改めて計画期間内の人口の推移を見る中で、公共施設の利用需要の変化に対応した施策展開が必要になってくるというふうなことを考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 計画としては平成32年までにつくるということで、現段階ではスケジュールをどうしていくのかということでまだ今、調整段階だという答弁であったというふうに思います。

直ぐに統廃合されるのか将来的にされるのかも含めて、個々の建物についての管理計画はこれからだというふうに認識しますが、整理できた段階でまた担当常任委員会に提示いただけるというふうに思うのですが、以前にも少し申しあげましたが、その

個々の施設の維持管理について、財政的なものの見通し、いつも9月の決算審査特別委員会の資料の中で、町全体の中長期の財政見通しというのは資料として出していますが、それはそれで当然、必要なのですけども、やはり個々の施設が今後、年数が進むにつれてどういう維持費が必要になってくるのかというのはやっぱり一つ一つ把握しないと、町の財政の将来を見通すときに何をどうしていくべきなのかという判断ができないと思いますので、その計画を資料として作成して提出していただくときに、やっぱり個々の施設の維持管理費についてもわかるような形で合わせて提示していただきたいなあというふうに思います。

この1点目の質問につきましては、今そういう段階ですので具体的に議論するというには至りませんので、今回はそのことをお願いしておきたいというふうに思います。

そうしましたら次の2点目の地域交流館の整備の今後の考え方についてということで、移らせていただきます。

この地域交流館は現在、五丁のほうに1つ整備され既に運用が開始されています。

計画では、「町全体でこれを4つ整備すること」というふうになっています。もともとの計画の発案されたときの議論というのは私、承知していませんが、今の生き生きプラザ、総合保健福祉会館が建設される際には、この地域交流館の整備計画というのは一旦凍結されて、建設が終了した後に再びこの計画の再稼働というんですか、改めて整備計画というのが町のほうから提案されてきました。

そのときの説明では、「単独で自治会館を持つことが困難な自治会・地域を4カ所選定し、複数の自治会が場所を指定してなおかつ建設後の管理も地元で行う」ということを前提に建設整備を進めるというものであったというふうに思います。

また、その期間として、「第4次総合計画の10年間で整備をしたい」と、当時の町長がそういう言い方をしていたというふうに思いますが、その後、この計画をもとにそれぞれの対象地域で自治会同士の話し合いが行われ具体的な候補地なども上がってきたことがあります。現在、残り3つの地域での建設については難航しているというふうに私は理解をしています。

それと、町民の皆さんから、もともと斑鳩町は公民館が3つあって、消防コミュニティセンターや生き生きプラザもあり、さらに五丁には1つ地域交流館が建設をされた。その後、まだ箱物をつくるのかという声があります、正直に。

町の財政負担は今後、どうなるのかと心配の声がありまして、地域交流館というのは地域の拠点でもありますが、全額、税金で建てるものであり、当然、全町民が利用できる

るものです。当時、この地域交流館の計画が提案されたときに、今の消防コミュニティセンターの稼働率が非常に高く住民が申し込んでもなかなか使えないという問題があって、地域交流館の建設計画を議会としても承認いたしました。

ただ、繰り返し申しあげますが、その後、町民の皆さんからは、「本当に4つも必要なのか」という声が多数、寄せられています。この点については、現在、稼働中の五丁の地域交流館の稼働率や、もともとある消防コミュニティセンターの稼働率が、今どうなっているのかというのをきちんと検証する必要があるというふうに思います。

また、今後、第5次総合計画を策定していくに当たって、地域交流館の整備計画について私は見直す必要があるというふうに感じております。

そうしたことから、今後の地域交流館の整備について、町はどのように考えておられるのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 地域交流館につきましては、地域住民の方による多種多様なコミュニティ活動を支援し住民と行政の協働のまちづくりを推進するため、広域的な自治会を対象として整備をするものでございます。

この地域交流館建設計画におきましては、龍田地区に2カ所、法隆寺地区に1カ所、興留地区に1カ所の合計4カ所の地域交流館を整備することとしており、第4次斑鳩町総合計画後期実施計画におきましてもコミュニティづくりの活動拠点の整備・充実として位置づけを行っているものでございます。

このただいまご質問をいただきました第5次斑鳩町総合計画におけるこの地域交流館建設計画の位置づけにつきましては、地域の要望の状況、また、国や県などの補助金交付金の活用可能性の状況及び町の財政状況を総合的に勘案しながら検討をまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 町としてはそういうふうに答えざるを得ないのかなあというふうに思います。今直ぐ計画を中止せよとかそういうことを言ってるわけではございません。第4次総合計画、残りまだ半分残ってますので、その中で地域の合意が形成されて場所もきちっと確保されて建設ができるというのであれば、それはきちっと答えていかざるを得ないのかなというふうには思います。

ただ、この地域交流館の建設の提案自体が地域のもめごとの原因になってしまっているという状況もお聞きをしています。で、その話し合いがなかなか進まず地域が分断さ



れるようなことがあってはならないですし、先ほど、私、申しあげました例えば、バーベキュー場をつくってほしい、とか今後さまざまな住民要望に応じていく中で、地域交流館、今、1つできて残り3つですが、全部やっぱり造っていくというのはしんどいのではないかなと正直に思います。五丁の地域交流館を造ったときの建設費が1億数千万円だったかというふうに思いますが、4つ造ったらそれこそ6億円近い金額になると思いますので、それについては第5次総合計画の中でどうしていくのかというのはしっかり精査をしていく必要があるかというふうに感じています。

今、総務常任委員会に地域の要望として上がってきていますが、その個々の案件はまた担当常任委員会で議論させていただくとして、今回はこの第5次総合計画に向けて、やはり地域交流館整備計画については整理をしていくべきだというふうに考えますので、問題提起をさせていただいて終わっておきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伴吉晴君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

11時00分まで休憩いたします。

（午前 10時36分 休憩）

（午前 11時00分 再開）

○議長（伴吉晴君） 再開いたします。

次に、4番、小村議員の一般質問をお受けいたします。

4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、今回の私の一般質問の趣旨について、お話しさせていただきたいと思います。

日本政府観光局の調査によりますと、外国人訪問客数、これは日本全体の数なのですが、けれども、平成24年の836万人から平成28年では2,404万人と約2.8倍となっております。その中で、奈良県はといいますと、平成24年28万5,000人が平成28年には165万4,000人となって約6倍となっております。

奈良県は、全国で見ても観光ですごく伸びている県であるということがわかります。

その理由を奈良県で観光業にかかわっている方に聞いてみますと、京都が観光客でいっぱいになって奈良にやってきたと。また、欧米人が多いと。それは休暇に対する感覚の違い、いわゆるバケーションの感覚を持っている欧米の方々が奈良県を訪れるというのが多いことがビックデータでもわかっているところでございます。

だからこそ少し通過型から滞在型、宿泊型の観光にということで、奈良県のほうも宿泊施設の誘致等もご努力いただいているみたいですが、そういったインバウンドの波の中で、どうやってその波をつかまえていくのか、そういった大きなマクロの中で、流れの中で、斑鳩町がどういった立ち位置でどういった判断をしていくのか、これが本当にそういった決断をするのが本当に重要な時期が近づいている。そういったその大きな波をつかむ準備を今からしておかなくてはならないと、私は思っております。

これは私見になるのですが、長い目で見れば県庁の移転という案も今、県議会のほうで議論されてまして、橿原市周辺への県庁移転を決める決議案というものも可決されております。

今後、橿原を中心に奈良市、橿原を中心に吉野という動線というものが県のほうでも考えられていくのかなというふうに私は思っております。

その中で、橿原と奈良市の動線の間で必ず斑鳩町に寄っていただく、また、寄りたいと思う魅力を持つまちでなければならないですし、宿泊したいと思っていただけるまちでならないと思っております。

現在、町のほうでも今年度予算でもいろいろな取り組みをしていただいております、特に私も期待しているのが聖徳太子絵巻物等でわかりやすく歴史を知りながら周遊型の観光をしてもらう等の工夫もされており、そのツールの整備も進めてきていただいているところだと思います。

そういった状況の中で、国・県の制度が変わっていく、それにいち早く対応していく、そういったことをしていくことも町として大事ではないのかなと思っております。目の前のことだけでなく、今後の大きな流れ、また国や県の変化にも対応していただきたいというそういった趣旨で、今回は具体的に住宅宿泊事業法、これは2017年6月9日に成立いたしました、この2018年6月15日に施行になります。

民泊新法と、いわゆる民泊新法なのですが、この施行が迫る中での斑鳩町の状況、対応について、また、2点目の質問では、文化財保護法の改正及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この改正に伴いまして国や県の意識、文化財に対する方針が変わる中で、でき上がったばかりの史跡中宮寺跡の活用についてを質問させていただきたいと思っております。

それではまず、民泊について質問させていただきます。

奈良県のほうでも、奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例、これを制定して、現在、相談や申し込みが始まっていますが、斑鳩町内での問い合わせについて

はどのような状況でしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） ご質問の住宅宿泊事業法いわゆる民泊法についてでございますが、質問者が述べられましたとおり今年15日に施行をされております。当該事業の届け出につきましては、3月15日から既に届け出の受付が開始をされているところでございます。

これまで斑鳩町に対しましては、届け出窓口はどこかなどの一般的な問い合わせが3件あり、届け出担当窓口である奈良県のインバウンド宿泊戦略室や郡山保健所をご案内をしたところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、ご答弁の中で、問い合わせが3件寄せられたということですが、新聞報道によりますと、奈良県内で届け出の件数が8件ということで報道されておりました。内訳は奈良市で4件、生駒市で3件、三郷町が1件となっているとのことなのですが、斑鳩町のほうで県への届け出は今のところゼロという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） はい、おっしゃるとおり現時点では届け出はございません。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今現在、全国的に見ても700件ほどの届け出ということで、奈良県内でも8件の届け出ということなのですが、今後、斑鳩町としてこの民泊についての考え方、また方向性はどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 今後の町としての民泊についての考え方についてのご質問でございますけれども、昨年度、策定をいたしました観光戦略におきまして、まち歩きを楽しむ斑鳩の里づくりとして、まち歩き観光拠点施設となる宿泊施設の誘致を掲げており、本町におきましては斑鳩町マルシェ宿泊施設等事業者誘致事業を募集することとしておるところでございます。

また、民間事業者による宿泊施設の建設も現在、法隆寺東側参道で進められており、今まさに滞在型観光への転換期を迎えるところであるというふうに認識をしております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今までの答弁で民泊に対して町内で届け出されている方はいない

ということと、今後、宿泊施設の建設が予定されているということで、今後、町としてこの民泊に対しては現在は宿泊施設の建設ということで、民泊に対してはどのようにお考えになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 民間による宿泊施設の開業を契機といたしまして大きく本町の宿泊環境が変化をいたしますことによりまして宿泊形態も多様化する中で、民泊を営もうとする事業者も進出することが予想をされます。

今後、本町におきましては関係機関と密接に連携を図り、民泊開業に関するセミナーの開催など情報提供に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今の答弁の中で、今現在は宿泊施設の誘致等に力を入れているということで、これを契機として宿泊に対する需要というものが生じてきた場合はそれを補完する形でこの民泊というのは180日規制等もございますので、多分、補完する形でということになると思うのですが、そういった形で町としてもそういったセミナー等、情報提供していただくというふうなご答弁であったと思うのですが、この民泊に対してのムード、この町内での醸成というものもしっかりと今後、大事になってくると思いますし、できれば斑鳩町で宿泊施設の誘致、それ以上の需要が生まれることによって、この民泊というものも住民の方々がしていきたいなというふうに考えるようなそういったふうにもちづくり等も進めていただけたらと思います。

そしてまた、答弁の中にあつたのですが、町に問い合わせ等があれば、確かに担当窓口というのは県管轄の部局になる県インバウンド宿泊戦略室、県郡山保健所になると思うのですが、きのうの答弁の中でもありましたように、部長のほうから、「所管は県であっても、しっかりと第一的な窓口は町だ」というような違う一般質問での答弁もありましたように、斑鳩町役場というのは住民にとって一番、身近な窓口ですので、この民泊等につきましてもいろいろな相談、セミナー等の開催、これも適切なタイミングで、それこそ宿泊施設が建った後のムードの醸成を頑張っていたいただきたいなと思います。

住宅宿泊事業法いわゆる民泊新法が施行されること、これには期待の半面、不安もあります。やはり地域住民の方には生活環境が悪化するのでは、ごみや騒音をめぐるトラブルなどの心配もあります。民泊で出てきた苦情等は住民に一番近い役場に寄せられるということも考えられます。ですから、それらの対応も今から先進地等、情報を調査・

研究していただけたらと思います。

しっかりした準備また必要などときには町が主体的にこのムードの醸成等、ムードづくりをしていただくことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、史跡中宮寺跡の活用についてです。

今国会において、文化財保護法及び地行法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案でも議論されていますが、この法改正の趣旨というのは、文化財に対する考え方を保存中心から保存と活用のバランスをとれたものにしていく。また、観光面で文化財をより活用しやすくする法律であると思います。こういった文化財に対する国の意識の変化、また、法整備がなされる中で、町としても文化財に対する意識を変えていかなければならない、そういうふうに思いますし、私は変えていくべきだと思います。

そういった中で、斑鳩町も史跡中宮寺跡が完成し、あの史跡地をどのように活用していくのか、これは斑鳩町が抱える課題になってくると思います。

まず初めに、史跡中宮寺跡の整備事業に要した費用は幾らか。

また、史跡中宮寺跡の年間維持費はどれくらいかをお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 史跡中宮寺跡の整備事業に要した経費、あるいは維持管理に要する費用についてのご質問でございます。

まず、整備事業に要しました費用でございますが、事業全体の費用につきましては主なものとして土地購入費、整備に伴います発掘調査費、本体整備に係る工事請負費などがございます。

そこで、これらの整備事業に要しました国庫補助事業ベースでの総額は12億5,093万7,000円でございます。また、国庫補助対象外につきましては、5,170万8,000円、これらを合わせますと、整備事業の総額は13億264万5,000円となります。

なお、この財源内訳でございますけども、国庫補助金が8億8,258万1,000円、県補助金が1億8,877万4,000円、一般財源が2億3,129万円となっているところでございます。

次に、維持管理費でございますが、今年度の史跡中宮寺跡の維持管理に伴う予算額としましては、草刈り業務やトイレの清掃管理等の委託料を主なものとしまして415万1,000円を計上したところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今の答弁の中で、整備事業の総額が約13億円。大部分を国費、県費で賄っていますが、それでもまあ、斑鳩町の予算から史跡中宮寺跡を整備するために2億3,000万円町単でかかっていると。また、年間維持費として約400万円くらい。これも毎年、かかってくるものだと思うのですが、そういった中で、やはりお金をしっかりと経済波及効果を生み出すことをしていかなければならないというふうに思います。平城京跡や唐古遺跡等も最近、整備が完了され、私が行ったときは非常に多くの方が利用されていて、道の駅等も併設されていたり、お金を使ってもらえる仕組みが整備されているというふうに感じました。

先ほど、述べた国の方針でもありますように、観光面でもこの史跡中宮寺跡を利用してより多くの方が訪れて史跡と触れ合ってもらえるような取り組みをしていって、斑鳩を訪れた人が法隆寺の参道や駅前でご飯を食べていただく、そういった仕組みづくりをつくっていかなければならないと思います。

そのためにも、まずはこの史跡を利用してもらわなければならない。史跡を訪れてもらわなければならない。そういった中で今後、町として史跡中宮寺跡の活用をどのように考えているかをお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 史跡中宮寺跡の活用というご質問でございます。

史跡中宮寺跡と言いますように中宮寺跡につきましては史跡に指定を受けているということで、文化財保護法におきましては文化財の定義として、遺跡で我が国にとって歴史上または学術上、価値の高いものを「記念物」と称し、そのうち重要なものを「史跡」に指定するというふうになってございまして、この当町の中宮寺跡につきましても、歴史的または学術的な価値が評価をされまして史跡に指定をされたというところでございます。

こうしたことから、この史跡中宮寺跡を適切に保存して、未来の世代に継承していくということにつきましては、史跡の管理団体でございます斑鳩町の責任でございますし、また、聖徳太子ゆかりのまちでございます斑鳩町の責務でもございます。そうした中でも質問者からもご指摘のとおり、現在、国会におきまして審議中でございます文化財保護法の改正案につきましては、この文化財の活用を促進するという内容が含まれてございまして、これからは文化財を保存するだけではなく文化財を観光資源などに積極的に生かしたまちづくりの推進などが示されているところでございます。本当に保存と活用

のバランスを図ることが大切であるというところでございます。

そこで、当町におきましても、歴史学習の場としての活用はもちろんのことでございますが、それ以外にも旧地形を残した県道沿いのエリアにおきましてはコスモス等の花を植栽することによりまして、多くの町民の方に訪れていただけるよう、あるいはまた、観光客の誘致などにも努めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、現在、進行中の話でございますけれども、これまで町営駐車場を会場として町商工会等により開催してまいりました秋のイベントにつきまして、史跡中宮寺跡をその開催場所として利用できるよう関係機関と現在、協議を進めているところでございます。

このように史跡中宮寺跡をイベント会場として利用していただくことによりまして、より多くの方々に聖徳太子ゆかりの古代寺院でございます中宮寺跡の存在を知っていただき、文化財への関心や理解、そういったものが深まる機会になればということで期待をしているところでございます。

このように当町としましては、今後も史跡としての本来の意義あるいは価値を損ねないなどの一定の条件のもとに保存と活用のバランスをとりつつ、積極的に史跡中宮寺跡を活用してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、答弁にありましたように、商工会等でもイベントの開催ということで、今後、iセンターの部分、公募によって宿泊施設の誘致をするというふうになっておりますので、斑鳩町でこれまでしていた野外でするイベント等は斑鳩町内の場所を考えますと、なかなかないのかなと。史跡中宮寺跡でするということになってくるのかなと、今、そういった計画もあるということをおっしゃっていただきましたけれども、しかし、イベントをするにも文化財という保存も考えていかなければならない中で、どういった制約が出てくるのか。

委員会のほうでも、常設の駐車場は難しいということを委員会の中でも聞きましたけれども、イベント開催に当たり史跡地への車両の乗り入れや一時的な駐車場については、その史跡内ですることができるのかということについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） ただいま申しあげてます中宮寺跡につきましては、先ほどの、国の史跡指定を受けたところでございます。そういった中、史跡地の原状変更に伴います工事につきましては、やはり文化庁及び奈良県教育委員会との協議が必要でございま

すし、また、そういった申請手続等を経ながら許可を得ていくということが必要でございます。

そこで、イベントなどにおけます一時的な史跡地への車両の乗り入れにつきまして事前に県に相談をいたしましたところ、例えば、地下の遺構のほうがり盛り土等によって担保できている、そういった使用条件によっては可能である、との回答を得ているということでございます。よって、旧中宮寺池を埋め立てております多目的広場のエリアにつきましては問題がないのかなというふうに考えているところでございます。

また、クラピアなどの植栽を行っております緑地エリアの車両の乗り入れでございます。クラピアと申しますのはいわゆる芝生に変わり得る同じような効用を持った植物でございますけれども、現在は整備完了後、間もないことから、整地面がまだ十分に安定していないと、また、植栽いたしましたクラピアの苗の生育にも配慮する必要がありますけれども、関係者などの限られた車両の乗り入れは可能ではないかなというふうに考えているところでございます。

次に、一般来場者の駐車場ということでございますけれども、史跡地内での恒久的な駐車場につきましては史跡地という土地の性格から、設置することは国のほうでも認めておられないというところでございます。

ただし、イベントに伴います一時的な駐車場の設置につきましては、車両の乗り入れと同様に国や県との協議を行う必要がございますけれども、十分、可能であるというふうに考えているところでございます。

このようなことから、今後はイベントの実施計画ができ上がり次第、国や県との協議を進めまして、その実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、植栽エリアにはクラピアの苗の育成に配慮すれば、車両も乗り入れ可能であるということの答弁だったと思うのですが、クラピアの苗の育成というのはどれくらいでできるものなのでしょうか。

史跡地におけるイベントの開催に伴って、植栽を行ったエリアへの車両の乗り入れを行ったことのある先進地事例がありましたら、合わせてご紹介いただけたらと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） クラピア自体につきましては、植栽後、半年程度で根つきもしまして安定をするというふうにお聞きをしておるところでございますが、ちょっと現状



では少しおくられているかなというふうに思っておるところでございます。

先進地事例ということでございますけれども、栃木県の下野市というところで史跡下野国分寺跡というのがございます。ここにつきましては、中宮寺跡でも植栽をしておりますクラピアを全国的にも早くから導入して植栽をされておられるということでございまして、昨年にはこの気球体験を史跡地内において実施をされたということでございます。

また、その際に、その気球の重りとなります車両の乗り入れについても特に問題はなかったというふうに聞いておるところでございます。

やはり、先ほど申し上げましたようにクラピア自体は大体、半年程度で安定をすることということでございますけれども、この下野国分寺跡の場合につきましては、整備完了より4年以上も経ている中での実施でございまして、斑鳩町の史跡中宮寺跡におきましても、クラピアの苗の生育に特に問題なければ、車両乗り入れは十分に可能であるというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 史跡公園ということで、公園内に常設の駐車場は難しいということですが、イベント等に際しては臨時の駐車場として多目的広場のエリアは可能で、植栽エリアでも生育が安定して根つきが安定すれば関係者等の車の搬入等も可能だということで、理解してよろしいのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） はい、今おっしゃったとおりでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 前回の総務委員会の際に聞いてますと、なかなか活用というところに目を向けていただけないのかなというふうに思って、私自身、今回、一般質問させていただきましたけれども、総務委員会の後から文化財にかかわる職員の方々にはいろいろとご苦労いただきまして、先進地事例を調べていただき、また県にいろいろと相談していただき文化財の活用について前向きに積極的に動いていただき、今回、前向きな答弁をいただいたのかなと思います。

史跡公園ということで、史跡を保存するという事は大事だと思います。それは第一義的だというふうな理解はしています。

しかし、この国の方針の変化の中、条件緩和の中で、できることがふえたり、そこに斑鳩町として観光としてのチャンスがあったりということもあると思います。

また、先進地の調査・研究、これを今後も続けていただいて、こういったこともでき

る、こういったこともしてる史跡公園があるというふうに、無理な理由を考えるのではなく、どうすれば可能なのかを考えていただきたいと思います。

そういった中、役場内の意識が変わっていくということ、これは住民の皆さんがこの町政に期待していることであると思います。

最後になりますが、これまで中西町政の中で、イベントの集約をされてきておりますが、これまでのイベントについての費用対効果を検討し、今までの小さなイベントを何度もするというのではなくイベント等を集約して、規模を大きくして地元住民だけでなく近隣の市町村または観光客にも来てもらうという形に変えようとするというふうに私は、そういったふうにこれを集約したり規模をその分、少し大きくしたりというふうにいただいているのかなというふうに思っております。

答弁の中にもあったんですけれども、いかるがWeeeeek等で平日のイベントをずっと帯ですするというのも1つですけれども、斑鳩マルシェのようにその分、集約した形で一日です、その分、少し規模が大きなイベントにしようとしている、こういった形のほうが私も費用対効果が大きいと思いますし、先進地の事例を見ていましてやはり地元住民だけでなく観光客を呼び込むと、そして泊まっていただくという意味でも、そういったことをされている市町村が多数あります。そういったことで、注目度とかを考えると、経営的に言いますとランチェスター戦略みたいな形で単体で物事をするのではなく力を1点に集中してやっていくということで、これからもそういったイベントの中で、地元住民だけではなく近隣の市町村や観光客も呼べるようなイベントが、この史跡中宮寺跡でされていくことを願います。それによって多くの地元住民または観光客にとって史跡を知るきっかけ、また、もう一度、斑鳩町に訪れようというきっかけになる、そういった活用ができること、また、そのバックアップを町としてもしっかりとっていただきたいと思いますということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、4番、小村議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 11 時 28 分 散会)